

【振動規制法で規定されている特定施設】（振動規制法施行令別表第１）

1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ 機械プレス
		ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
		ニ 鍛造機
		ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー
		ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	